

令和6年6月4日招集

令和6年第4回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第56号	専決処分について〔琴浦町税条例の一部改正について〕	1
議案第57号	専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕	2
議案第58号	専決処分について〔琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について〕	3
議案第59号	専決処分について〔令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第15号）〕	4
議案第60号	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について	5
議案第61号	琴浦町営斎場条例の一部改正について	6
議案第62号	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
議案第63号	令和6年度琴浦町一般会計補正予算（第2号）	8
議案第64号	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	13
議案第65号	令和6年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）	14
議案第66号	令和6年度琴浦町水道事業会計補正予算（第1号）	15
議案第67号	令和6年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第1号）	16
議案第68号	琴浦町町民栄誉賞の表彰につき同意を求めることについて	18
議案第69号	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について	19
議案第70号	建設工事委託契約の締結について〔令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕	20

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第56号	議案名	専決処分について[琴浦町税条例の一部改正について]			
目的	地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が本年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴う例規整備について、同年3月30日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。					
内容	<p>主な改正点は次のとおり</p> <p>1 個人住民税 [定額減税] ・令和6年度分個人住民税所得割額の減税を新設。 納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を減税する。</p> <p>2 固定資産税 [土地の負担調整措置] ・現行の負担調整措置（地価上昇に係る土地固定資産税の急激な上昇を防ぐ激変緩和措置）を3年延長。</p>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>イメージ 負担調整措置 <small>〔税負担の均衡化を段階的に図るもの〕</small></p> <p style="text-align: center;">地価が上昇↑</p> <p>※ 評価替え前における負担水準が60%と仮定して計算しています。 ※ 負担水準とは、評価額に対する税負担の割合をいいます。</p> </div>					
補足事項	<p>1 専決処分日 令和6年3月30日</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日ほか</p>					

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第57号	議案名	専決処分について[琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について]			
目的	地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が本年3月30日に公布され、同年4月1日施行されたことに伴う例規整備について同年3月30日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。					
内容	<p>1 改正概要</p> <p>(1) 国民健康保険税の課税限度額を106万円(改正前:104万円)に引き上げ。</p> <p>(2) 国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準についての改正</p> <p>① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円(改正前:29万円)に引き上げ。</p> <p>② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円(改正前:53.5万円)に引き上げ。</p>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">改正内容</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>改正前</p> <p>【現行】課税限度額 104万円 基礎課税額: 65万円 後期高齢者支援金等課税額: 22万円 介護納付金課税額: 17万円</p> <p>【現行】軽減判定所得 7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) 5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 29万円 × (被保険者数*) 2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 53.5万円 × (被保険者数*)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>改正後</p> <p>【改正後】課税限度額 106万円 基礎課税額: 65万円 後期高齢者支援金等課税額: 24万円 介護納付金課税額: 17万円</p> <p>【改正後】軽減判定所得 7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) 5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数*) 2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数*)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。</p> </div>					
補足事項	<p>1 専決処分日 令和6年3月30日</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日 令和6年度分課税から適用</p>					

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例																				
議案番号	議案第58号	議案名	専決処分について[琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について]																							
目的	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、本年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴う例規整備について、同年3月30日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。																									
内容	<p>1 改正概要</p> <p>琴浦町過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域(本町全域)において、当該計画に定めた業種の事業用設備を取得等した者について、当該設備に係る固定資産税の課税免除の適用期限(対象設備の取得期限)を3年間延長し令和9年3月31日とした。</p> <p>2 参考 課税免除内容</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等</p> <p>○ 過疎地域内で個人又は法人が事業用設備を取得等した場合 ○ 取得価額等:下表のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者の規模 (資本金)</th> <th>個人又は 5,000万円以下</th> <th>5,000万円超 1億円以下</th> <th>1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対象となる設備投資</td> <td>機械・装置、建物・ 附属設備、構築物の 取得等(取得、製作、 建設、改修)</td> <td colspan="2">機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設</td> </tr> <tr> <td>対象業種</td> <td>製造業・旅館業</td> <td>500万円 以上</td> <td>1,000万円 以上</td> <td>2,000万円 以上</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>農林水産物等販売業・ 情報サービス業等</td> <td colspan="3">500万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 固定資産税課税免除 原則3年度分</p>						事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	対象となる設備投資		機械・装置、建物・ 附属設備、構築物の 取得等(取得、製作、 建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設		対象業種	製造業・旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上	取得価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
事業者の規模 (資本金)		個人又は 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超																						
対象となる設備投資		機械・装置、建物・ 附属設備、構築物の 取得等(取得、製作、 建設、改修)	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設																							
対象業種	製造業・旅館業	500万円 以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上																						
取得価額	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上																								
補足事項	<p>1 専決処分日 令和6年3月30日</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>																									

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第59号	議案名	専決処分について [令和5年度琴浦町一般会計補正予算(第15号)]			
目的	各種事業の実績見込みに伴う歳入(町債)の組替を行う補正予算を専決処分したので報告を行い、承認を求めるもの。					
内 容	1 補正額 [単位:千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	13,406,232		0	13,406,232		
	2 補正内容 歳入予算の計上内容については、次のとおりである。					
[単位:千円]						
款名称等		補正額	主な補正内容等			
町債		0	過疎対策事業債			
			移住定住促進事業		+1,100	
			以西地区公民館改修事業		+100	
			社会資本整備総合交付金事業		△100	
			町道舗装修繕事業		+1,300	
			道路更新防災対策事業		△1,300	
			スポーツ・運動推進事業		△200	
			予防接種事業		△900	
合計		0				
補足事項						

令和6年6月臨時議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第60号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について		
目的	鳥取県教育委員会と協定に基づく職員の時間外勤務手当について、適用する給料表について定める。 給料表の表記の誤りについて正しい表記に改める。				
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 鳥取県教育委員会との交流派遣職員の時間外勤務手当等にかかる適用給料表について</p> <p>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間、鳥取県教育委員会との協定に基づく派遣の交流職員について、給与は派遣元の鳥取県が支給するが、琴浦町の業務にかかる時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当については琴浦町が支給する。時間外勤務手当算出にかかる給料表については鳥取県職員の給与に関する条例に定める行政職給料表を適用するため所要の改正を行う。</p> <p>(2) 給料表の改正について</p> <p>令和5年11月臨時議会で行った令和5年度の人事院勧告による給与条例の給料表の改正において、職員区分の表記で『定年前再任用短時間職員』とするべきところを『再任用』と誤っていたため正しい表記とするため所要の改正を行う。</p> <p>2 施行期日等</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(1) の改正は令和6年4月1日から適用する。</p> <p>(2) の改正は令和5年4月1日から適用する。</p>				
補足事項					

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	町民生活課	種別	条例																																			
議案番号	議案第61号	議案名	琴浦町営斎場条例の一部改正について																																						
目的	鳥取中部ふるさと斎場の火葬施設使用料が改定されることに伴い、琴浦町営斎場使用料についても改定を行う。																																								
内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 琴浦町民を除く、中部圏域内住民及び圏域外住民について、鳥取中部ふるさと斎場と同じ金額に改定する。</p> <p>(2) 琴浦町民については使用料を据え置き、今後改定を行うか検討を行う。</p> <p>2 使用料改定額</p> <table border="1" data-bbox="327 907 1428 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">圏域内外</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大人(12歳以上) 1体につき</td> <td>中部圏域内住民 (琴浦町民除く)</td> <td>17,000円</td> <td>22,000円</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>圏域外住民</td> <td>58,000円</td> <td>67,000円</td> <td>78,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小人(12歳未満) 1体につき</td> <td>中部圏域内住民 (琴浦町民除く)</td> <td>11,000円</td> <td>14,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>圏域外住民</td> <td>36,000円</td> <td>42,000円</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死胎、改葬、生体分離肢体等1体につき</td> <td>中部圏域内住民 (琴浦町民除く)</td> <td>7,000円</td> <td>9,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>圏域外住民</td> <td>24,000円</td> <td>26,000円</td> <td>29,000円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	圏域内外	使用料			令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで	令和7年度	令和8年度	大人(12歳以上) 1体につき	中部圏域内住民 (琴浦町民除く)	17,000円	22,000円	29,000円	圏域外住民	58,000円	67,000円	78,000円	小人(12歳未満) 1体につき	中部圏域内住民 (琴浦町民除く)	11,000円	14,000円	18,000円	圏域外住民	36,000円	42,000円	49,000円	死胎、改葬、生体分離肢体等1体につき	中部圏域内住民 (琴浦町民除く)	7,000円	9,000円	11,000円	圏域外住民	24,000円	26,000円	29,000円
	区分	圏域内外	使用料																																						
			令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで	令和7年度	令和8年度																																				
	大人(12歳以上) 1体につき	中部圏域内住民 (琴浦町民除く)	17,000円	22,000円	29,000円																																				
		圏域外住民	58,000円	67,000円	78,000円																																				
	小人(12歳未満) 1体につき	中部圏域内住民 (琴浦町民除く)	11,000円	14,000円	18,000円																																				
		圏域外住民	36,000円	42,000円	49,000円																																				
	死胎、改葬、生体分離肢体等1体につき	中部圏域内住民 (琴浦町民除く)	7,000円	9,000円	11,000円																																				
		圏域外住民	24,000円	26,000円	29,000円																																				
	補足事項	施行期日 令和6年10月1日																																							

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	子育て応援課	種別	条例									
議案番号	議案第62号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について												
目的	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準について改正を行う。</p>														
内容	<p>1 概要</p> <p>令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部を改正し、保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）の見直しを行うこととされた。</p> <p>この改正内容を踏まえ、関係する条例について、同様の改正を行う。</p> <p>2 改正内容（保育士・保育従事者の配置基準〔最低基準〕の見直し）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">→</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>20</u>人につき1人以上 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="padding: 5px;"> 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>15</u>人につき1人以上 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u>人につき1人以上 </td> <td></td> <td style="padding: 5px;"> 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u>人につき1人以上 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「家庭的保育事業所」は現在、町内に該当の保育施設なし。 （参考）家庭的保育事業所：主に0歳から2歳児までの児童を対象とした小規模保育施設。</p>						改正前	→	改正後	満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人以上		満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人以上	満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人以上		満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人以上
改正前	→	改正後													
満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人以上		満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人以上													
満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人以上		満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人以上													
補足事項	施行期日 公布の日														

令和6年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算														
議案番号	議案第63号	議案名	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)																
目的	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業、新型コロナワクチン予防接種事業、町道等改良整備事業等を追加するほか、人事異動に伴う人件費の補正などを行うもの。																		
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,526,666</td> <td>241,242</td> <td>12,767,908</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	12,526,666	241,242	12,767,908								
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																
12,526,666	241,242	12,767,908																	
<p>2 主な追加内容</p> <p>歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p style="text-align:right">[単位：千円]</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>△4,195</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>△8,827</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>8,423</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>20,941</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td>224,900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>241,242</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p>(1) ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 [200,145千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価決定に伴い、賃金等の急激な変動に対処するため、琴浦町建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、インフレスライドによる労務単価及び資材単価の変更を行うにあたり、工事請負費を増額する。施設整備にあたり公共下水道への接続を行う。</p> <p>イ 経費</p> <p>ふなのえこども園・成美地区公民館建築本体工事 [200,000千円]</p> <p>下水道加入負担金 [145千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>町債 [172,400千円]</p>						款名称等	補正額	国庫支出金	△4,195	県支出金	△8,827	繰入金	8,423	諸収入	20,941	町債	224,900	合計	241,242
款名称等	補正額																		
国庫支出金	△4,195																		
県支出金	△8,827																		
繰入金	8,423																		
諸収入	20,941																		
町債	224,900																		
合計	241,242																		

	<p>公共施設等建設基金繰入金 [27,000 千円] 一般財源 [745 千円]</p> <p>(2) 新型コロナワクチン予防接種事業 [39,796 千円]</p> <p>ア 事業説明 新型コロナワクチンの定期接種化に伴い、秋から 65 歳以上の方、60 歳以上 65 歳未満で心臓等の障がいにより日常生活が極度に制限される方を対象に予防接種費用の一部を公費負担する。</p> <p>イ 経費 予防接種委託料 [39,600 千円] 予防接種扶助費 [129 千円] 需用費 [67 千円]</p> <p>ウ 財源 新型コロナワクチン接種費助成金 [24,941 千円] 一般財源 [14,855 千円]</p> <p>(3) 町道等改良整備事業 [7,205 千円]</p> <p>ア 事業説明 ゴリン橋架替工事について、事業の進捗を図るため委託料を増額するほか、町道鋤上野線橋梁耐震化工事に伴う県負担金を公共施設等建設基金に積立を行う。</p> <p>イ 経費 ゴリン橋架替工事委託料 [6,700 千円] 公共施設等建設基金積立金 [505 千円]</p> <p>ウ 財源 国庫支出金 [4,054 千円] 県支出金 [505 千円] 町債 [2,600 千円] 一般財源 [46 千円]</p> <p>(4) 児童手当支給事業 [2,398 千円]</p> <p>ア 事業説明 所得制限の廃止、高校生世代までの支給期間の延長等、令和 6 年 10 月からの児童手当制度の改正に対応するためシステム改修を行う。</p>
--	---

イ 経費

児童手当システム改修委託料 [2,398 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [2,398 千円]

(5) 総合防災訓練実施事業 [200 千円]

ア 事業説明

9月に東伯総合公園を会場に開催されるところり防災フェスタにあわせて実施する町総合防災訓練に要する経費を増額する。

イ 経費

需用費（消耗品費） [200 千円]

ウ 財源

県支出金 [100 千円]

一般財源 [100 千円]

(6) 中学校国際交流事業 [677 千円]

ア 事業説明

台湾の日南中学校との相互交流事業について、参加者の増員、円安の影響及び先方の中学校との調整により通訳報償費等、交流に必要な経費を増額する。

イ 経費

報償費 [543 千円]

旅費 [90 千円]

食糧費 [31 千円]

保険料 [3 千円]

借上料 [10 千円]

ウ 財源

一般財源 [677 千円]

(7) 琴浦町誕生 20 周年記念事業 [751 千円]

ア 事業説明

女性ボーカルデュオ Paix² (ぺぺ) に町民栄誉賞表彰を行う。また、琴浦町観光大使のミッキー吉野氏を招致し、中学生とのセッションによる記念事業を開催する。

イ 経費

報償費 [648 千円]

事務費（消耗品費・手数料・筆耕料） [103 千円]

ウ 財源

一般財源 [751 千円]

(8) 日韓友好交流公園管理事業 [451 千円]

ア 事業説明

日韓友好交流公園「風の丘」に設置の揺れ石の接合部分が経年劣化で破損したため、安全性を考慮した対応を行う。

イ 経費

修繕費 [451 千円]

ウ 財源

一般財源 [451 千円]

(9) 旧安田小学校改修事業 [0 千円]

ア 事業説明

国の住宅市街地総合整備事業補助金の交付金額（内示）に基づき、財源の組替を行う。

イ 財源

国庫支出金 [△18,330 千円]

町債 [18,300 千円]

一般財源 [30 千円]

(10) 東伯総合公園改修事業 [0 千円]

ア 事業説明

スポーツ振興くじ助成金の交付金額（内示）に基づき、財源の組替を行う。

イ 財源

スポーツ振興くじ助成金 [△4,000 千円]

町債 [4,000 千円]

(11) 下水道事業繰出金 [1,041 千円]

ア 事業説明

赤碓処理区のマンホールポンプ工事等事業費の増加について繰出金を追加するほか、人事異動に伴う人件費について繰出金を追加す

る。

イ 経費

下水道事業繰出金（事業費の補正によるもの） [657 千円]

下水道事業繰出金（人件費の補正によるもの） [384 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,041 千円]

(12) 人件費に係る補正 [△8,194 千円]

ア 事業説明

人事異動に伴う人件費の補正を行うもの。

イ 経費

一般会計所属職員の本給、扶養手当等 [△15,754 千円]

会計年度任用職員報酬、期末手当等 [△882 千円]

特別会計・公営企業会計繰出金(人件費分) [8,442 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [△578 千円]

県支出金 [△436 千円]

繰入金 [△1,077 千円]

一般財源 [△6,103 千円]

3 債務負担行為

追加

[単位：千円]

事 項	期 間	限度額
一向平キャンプ場指定管理委託業務	令和7年度から 令和11年度まで	16,500

補足事項

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第64号	議案名	令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)									
目的	職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,995,446</td> <td>982</td> <td>1,996,428</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	1,995,446	982	1,996,428
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
1,995,446	982	1,996,428										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費 [982千円]</p> <p>ア 事業説明 職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 一般管理費 [982千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般会計繰入金 [982千円]</p>												
補足事項												

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第65号	議案名	令和6年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)									
目的	職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。											
内容	<p>1 補正額 [単位：千円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,206,025</td> <td>6,570</td> <td>2,212,595</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	2,206,025	6,570	2,212,595
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
2,206,025	6,570	2,212,595										
<p>2 主な計上内容</p> <p>(1) 総務費 [6,554千円]、地域支援事業費 [22千円]、諸支出金 [△1,077千円]、予備費 [1,071千円]</p> <p>ア 事業説明 職員の異動に伴う人件費の増額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 一般管理費 [6,554千円] (イ) 一般介護予防事業費 [22千円] (ウ) 一般会計繰出金 [△1,077千円] (エ) 予備費 [1,071千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 国庫支出金 [6千円] (イ) 支払基金交付金 [6千円] (ウ) 県支出金 [2千円] (エ) 繰入金 [6,556千円]</p>												
補足事項												

令和6年6月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第66号	議案名	令和6年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)		
目的	人事異動に伴う一般会計繰入金の増額、人件費の増額を行うもの。				
内 容	1 補正額				
	■収入				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的収入	327,121	520	327,641	
	資本的収入	199,526	0	199,526	
	■支出				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的支出	294,064	1,537	295,601	
	資本的支出	357,068	0	357,068	
	2 主な計上内容				
(1) 収入 収益的収入 [520千円]					
ア 事業説明					
人事異動に伴う一般会計繰入金の増額を行うもの。					
イ 内訳					
(ア) 営業収益 [520千円]					
a 他会計負担金 [520千円] 一般会計繰入金(基準内)					
(2) 支出 収益的支出 [1,537千円]					
ア 事業説明					
人事異動に伴う人件費の増額を行うもの。					
イ 経費					
(ア) 営業費用 [1,537千円]					
a 配水及び給水費 [840千円]					
b 総係費 [697千円]					
ウ 財源					
(ア) 他会計負担金 [520千円]					
(イ) 一般財源 [1,017千円]					
補足事項					

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第67号	議案名	令和6年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第1号)															
目的	人事異動に伴う人件費の増額のほか、事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額補正を行うもの。																	
内 容	1 補正額																	
	(1) 収入 単位：千円																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">補正前予算額</th> <th style="width: 20%;">補正額</th> <th style="width: 30%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収入</td> <td style="text-align: right;">904,169</td> <td style="text-align: right;">384</td> <td style="text-align: right;">904,553</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td style="text-align: right;">558,894</td> <td style="text-align: right;">900</td> <td style="text-align: right;">559,794</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的収入	904,169	384	904,553	資本的収入	558,894	900	559,794
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
	収益的収入	904,169	384	904,553														
	資本的収入	558,894	900	559,794														
	(2) 支出 単位：千円																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">補正前予算額</th> <th style="width: 20%;">補正額</th> <th style="width: 30%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的支出</td> <td style="text-align: right;">899,728</td> <td style="text-align: right;">384</td> <td style="text-align: right;">900,112</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td style="text-align: right;">860,524</td> <td style="text-align: right;">900</td> <td style="text-align: right;">861,424</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	収益的支出	899,728	384	900,112	資本的支出	860,524	900	861,424
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額														
	収益的支出	899,728	384	900,112														
資本的支出	860,524	900	861,424															
2 主な計上内容																		
(1) 収入 収益的収入[384千円]																		
ア 説明																		
収益的支出の増額に伴い、一般会計繰入金の増額を行うもの。																		
イ 内訳																		
(ア) 営業収益[384千円]																		
a 他会計負担金[384千円] 一般会計繰入金(基準内)																		
(2) 収入 資本的収入[900千円]																		
ア 説明																		
事業費の増額に伴い、企業債等の増額を行うもの。																		
イ 内訳																		
(ア) 企業債[200千円]																		
a 下水道事業債[100千円]																		
b 過疎対策事業債[100千円]																		
(イ) 他会計出資金[657千円] 一般会計繰入金(基準外)																		
(ウ) 国庫補助金[43千円]																		
a 防災・安全交付金[△2,957千円]																		
b 社会資本整備総合交付金[3,000千円]																		

	<p>(3) 支出 収益的支出[384 千円]</p> <p>ア 説明 人事異動に伴う人件費の増額及び県負担金の額決定に伴う減額を行うもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 営業費用[384 千円]</p> <p>a 管路費[331 千円]</p> <p>(a) 給料[62 千円]</p> <p>(b) 手当[142 千円]</p> <p>(c) 賞与引当金繰入額[11 千円]</p> <p>(d) 法定福利費[96 千円]</p> <p>(e) 法定福利費引当金繰入額[5 千円]</p> <p>(f) 退職手当組合負担金[15 千円]</p> <p>b 総係費[53 千円]</p> <p>(a) 給料[130 千円]</p> <p>(b) 手当[△132 千円]</p> <p>(c) 賞与引当金繰入額[38 千円]</p> <p>(d) 法定福利費[65 千円]</p> <p>(e) 法定福利費引当金繰入額[11 千円]</p> <p>(f) 退職手当組合負担金[32 千円]</p> <p>(g) 負担金[△91 千円]</p> <p>ウ 財源 他会計負担金[384 千円]</p> <p>(4) 支出 資本的支出[900 千円]</p> <p>ア 説明 事業費の増額に伴う工事請負費及び委託料の増額を行うもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 建設改良費[900 千円]</p> <p>a 管路建設改良費 工事請負費[300 千円]</p> <p>b ポンプ場建設改良費 委託料[300 千円]</p> <p>c 処理場建設改良費 委託料[300 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 企業債[200 千円]</p> <p>(イ) 他会計出資金[657 千円]</p> <p>(ウ) 国庫補助金[43 千円]</p>
補足事項	

令和6年6月議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第68号	議案名	琴浦町町民栄誉賞の表彰につき同意を求めることについて		
目的	琴浦町町民栄誉賞表彰条例に基づき、町民栄誉賞表彰を実施するのにあたって、議会同意を求めるもの。				
内容	<p>1 町民栄誉賞候補者について Paix² (ペペ) メンバー Megumi (井勝めぐみ 琴浦町出身) Manami (北尾真奈美 倉吉市出身)</p> <p>2 条例該当事項 琴浦町町民栄誉表彰条例第2条第4号</p> <p>3 候補者選定理由 2000年のデビュー以来、刑務所で行うコンサート「プリズン・コンサート」の活動を24年間に渡り行っている。この間のコンサート開催回数は500回を超え、その間の移動距離が120万キロを超えるなど、その活動実績は世界一と言われている。 これらの実績を背景に、Paix² (ペペ) は3度に渡り法務大臣表彰を受賞、また防衛大臣表彰そして内閣総理大臣表彰を受賞、全国レベルでその栄誉を称えられておりその社会的評価は極めて高く、琴浦町観光大使としても活発に活動しており、琴浦町町民栄誉賞表彰条例に該当する功績を持つといえる。</p> <p>4 表彰状授与 琴浦町誕生20周年記念式典(令和6年9月1日開催)において、表彰を行う予定</p>				
補足事項					

令和6年6月議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第69号	議案名	琴浦町過疎地域持続的発展計画の変更について			
目的	令和6年度において過疎対策事業債を活用し事業を実施するため、琴浦町過疎地域持続的発展計画を変更するもの。					
内容	<p>1 主な変更内容</p> <p>(1) 事業名(施設名)の追加 重要変更 追加する事業</p> <p>【9 教育の振興】 (事業名) 学校教育関連施設 給食施設 (事業内容) 学校給食センター更新事業 を追加</p> <p>(2) 事業内容の追加・修正等 軽微変更 令和6年度実施事業内容に伴い追加・修正</p> <p>【3 産業の振興】 広域観光連携事業を追加</p> <p>【5 交通施設の整備、交通手段の確保】 町道光好丸尾線橋梁修繕工事を追加</p> <p>【7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】 成年後見支援センター委託事業を追加</p> <p>【9 教育の振興】 東伯総合公園管理事業を東伯総合公園改修事業に修正</p> <p>2 計画変更の詳細 ・琴浦町過疎地域持続的発展計画(変更案)(別添資料)</p> <p>3 根拠法 ○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) (過疎地域持続的発展市町村計画)</p> <p>第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項及び前2項の規定は、市町村計画の変更について準用する。</p>					
補足事項						

令和6年6月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第70号	議案名	建設工事委託契約の締結について〔令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託〕			
目的	鳥取県と建設工事委託契約を締結するにあたり、議会の議決を得るもの。					
内容	<p>町道鋤上野線は、大字三保～赤碕にかけて町の中央部を横断する町道であるが、第3次緊急輸送道路に指定されており、その路線に架設されている橋梁については耐震補強事業を鳥取県が代行している。</p> <p>令和6年度分の事業費を算定したところ、7,395万円であったため、鳥取県と建設工事委託契約を締結するにあたり、議会の議決を得るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事委託名 令和6年度防災・安全交付金橋梁耐震事業松ヶ丘橋外工事委託 2 工事場所 琴浦町大字八橋 3 工事完成期限 令和7年3月31日 4 委託金額 一金73,950,000円 5 委託内容 岩船大橋 耐震補強工事 (橋脚巻立て工、仮設道路設置・撤去工) 6 契約の相手方 鳥取県知事 平井 伸治 					
補足事項						